



# 三重県公報

令和5年11月6日 (月)

第 462 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
57	身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	(障がい福祉課)	2
<b>告 示</b>			
696	保安林の指定をする予定である旨の通知	(治山林道課)	9
697	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(同)	9
<b>選 管 告 示</b>			
63	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選挙管理委員会)	11
64	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	11
65	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出	(同)	12
<b>公 告</b>			
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	12

規 則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年十一月六日

三重県知事 一 貝 勝 之

**三重県規則第五十七号**

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（平成五年三重県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二号様式及び第三号様式を次のように改める。

第 2 号様式 (第 3 条関係)

市  町  欄	
	個人番号チェック欄
	<input type="checkbox"/> 番号確認 (番号が正しいか) <input type="checkbox"/> 本人確認 (番号の正しい持ち主か)

県 欄	決定等級	再認定	備考
	級	種	

身体障害者手帳 **交付 ・ 再交付** 申請書

※初めて手帳を取得する場合は「交付」を、手帳を既にお持ちの場合は「再交付」を○で囲んでください。

◎複数の障害申請をされる場合、( **一部交付 ・ 全部交付** ) を希望します。

<b>【申請人又は保護者】</b>		年 月 日
郵便番号 _____		
居住地 _____ 市・郡 _____ 町 _____		
電話番号 _____ (フリガナ) _____		
		個人番号 _____ ※保護者の個人番号は記入不要
氏名 _____		性別 男 ・ 女 _____
生年月日 (明治・大正・昭和・平成) _____ 年 _____ 月 _____ 日 生		
-----		
<b>【児童の欄】</b>		※身体障害者手帳を受ける人が 15 歳未満 (児童) の場合のみ記入
(フリガナ) _____ 個人番号 _____		
児童の氏名 _____		保護者との続柄 _____
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生		性別 男 ・ 女 _____
三重県知事 宛て 私は、身体障害者福祉法第 15 条の規定による身体障害者手帳の交付を申請します。		

<p><b>医師の情報提供に係る同意欄</b> ※いずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>今回申請するに当たって、三重県から診断書作成医師に認定に必要な事項を問い合わせることに</p> <p> <input type="checkbox"/> 1 同意します。  <input type="checkbox"/> 2 同意しません。必要な場合は書類一式の返却を受けて、私から医師に整備を依頼します。         </p>
--

1. 裏面の記入上の注意事項をお読みください。
2. 再交付申請をされる方は裏面にも記載欄があります。

町役場受付	福祉事務所受付	三重県受付

**【再交付申請者用】**

再交付申請理由 ※下にある項目で該当するものに○をつけてください。

・障害程度の変更<sub>20</sub> ・障害名の追加<sub>21</sub> ・再認定時期の到来<sub>22</sub> ・障害名の変更<sub>23</sub> ・破損<sub>30</sub>  
 ・紛失<sub>31</sub> ・写真交換<sub>32</sub> ・取替<sub>33</sub> ・一部返還

	手帳番号等	障 害 名	等 級
現 在 お 持 ち の 内 容	【手帳番号】 第 _____ 号	_____ による	_____ 級
	【交付日】 _____ 年 _____ 月 _____ 日	_____ による	_____ 級
	【等級】 _____ 級 _____ 種	(一部返還) _____ による	_____ 級
			_____ 級

**【記入上の注意事項】**

- 15歳未満の児童については、保護者が代わって申請することになっています。この場合は、表面【児童の欄】の中に児童の氏名等を記入してください。
- 表面の**医師の情報提供に係る同意欄**には、該当する番号を選択し、必ず○囲みしてください。
- 申請者においては、表面の太線枠内  は、記入しないでください。
- 下記の申請に必要な書類を添えて提出してください。

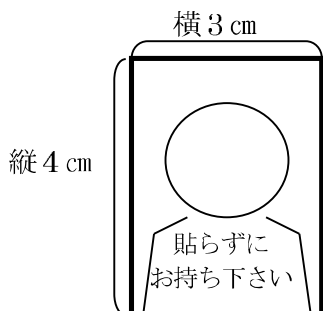
(1) **身体障害者福祉法第15条により指定を受けた医師が最近作成した診断書 1部**

※診断書により現在の障害の程度が証明されることとなりますので、診断書作成日から1か月以内のものを提出してください。それを超えるものは、市町役場窓口でご相談ください。

※障害ごとに診断書の様式が異なりますので、ご注意ください。

(2) **証明写真 2部（一部交付希望の場合は、障害申請数+1）**

※縦4cm 横3cm、脱帽正面向き、最近1年以内に撮影したもの



第3号様式 (第4条関係)

身体障害者居住地等変更届

年 月 日

フリガナ  
申請者氏名 \_\_\_\_\_ 個人番号 \_\_\_\_\_

※手帳所持者が児童(15歳未満)の場合は、申請者の個人番号の記載は必要ありません。

フリガナ  
児童の氏名 \_\_\_\_\_ (続柄 \_\_\_\_\_) 個人番号 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

電話番号 \_\_\_\_\_ — \_\_\_\_\_ —

【変更内容】 (変更日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日)

	変 更 前	変 更 後
居住地変更 (県外転入)		郵便番号 ( _____ )
居住地変更 (県内移動)		郵便番号 ( _____ )
フリガナ 氏名の変更		
その他の変更		

現在 お持ちの 手帳内容	手帳番号等	障 害 名	等 級
	【手帳番号】 第 _____ 号	_____ による	
	【交付日】 _____ 年 _____ 月 _____ 日	_____ による	
	【等級】 _____ 級 _____ 種	_____ による	
		_____ による	

第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

三重県知事 宛て

福祉事務所長・町長

上記のとおり受理し、身体障害者手帳に記載したので進達します。

市 町 欄	個人番号チェック欄
	<input type="checkbox"/> 番号確認 (番号が正しいか)
	<input type="checkbox"/> 本人確認 (番号の正しい持ち主か)

第五号様式及び第六号様式を次のように改める。

第5号様式 (第5条関係)

身体障害者手帳返還届

年 月 日	
届出者	住所 _____
	氏 名 _____
下記の理由により、身体障害者手帳を返還します。	
返 還 理 由	
	死亡のため ( 年 月 日 死亡 )
	障害程度の軽減 (治癒) のため
	その他 (理由 _____ )
※該当理由に○印を付けてください。	
返 還 す る 手 帳 の 内 容	
氏 名	
個人番号	
住 所	
手帳番号	第 _____ 号
交付年月日 (新規手帳取得日)	年 月 日

第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

三重県知事 宛て

上記のとおり身体障害者手帳が返還されたので進達します。

福祉事務所長又は町長

市	個人番号チェック欄
町	<input type="checkbox"/> 番号確認 (番号が正しいか)
欄	<input type="checkbox"/> 本人確認 (番号の正しい持ち主か)

第 6 号様式 (第 6 条関係)

<p style="margin: 0;">身体障害者手帳 <sup>交</sup> <sup>付</sup> 通知書 記載事項変更</p> <p style="margin: 0;">下記の通り身体障害者手帳 <sup>が</sup> <sup>交付</sup> <sup>された</sup> <sup>ので</sup> 身体障害者福祉法施行令 の記載事項が変更</p> <p style="margin: 0;">第 8 条第 2 項の規定により通知します。</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">年    月    日</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">福祉事務所長又は町長</p> <p style="margin: 0;">保健所長 宛て</p>						
<p style="margin: 0;">記</p>						
児 童 氏 名	現 旧		年	月	日	生 性別 男 女
居 住 地	現 旧					
保 護 者 氏 名	現 旧		年	月	日	生 続柄
居 住 地	現 旧					
身体障害者手帳交付年月日 (変更届受理月日)			年	月	日	
身体障害者手帳番号		県第		号		
障害名及び等級						等級



## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の身体障害者福祉法施行細則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の身体障害者福祉法施行細則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用する事ができる。

## 告 示

**三重県告示第 696 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 5 年 11 月 6 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 保安林予定森林の所在場所  
熊野市新鹿町字念仏倉 2145、2146、字ゴラウチ 2149、2153、字大山 2154
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

**三重県告示第 697 号**

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を紀北町役場の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 5 年 11 月 6 日

三重県知事 一 見 勝 之

## 第 1

- 1 通知することができない者の氏名  
奥村 達男
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
北牟婁郡紀北町引本浦字網代 658 の 9
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 第 2

## 1 通知することができない者の氏名

植村 俊吉

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町引本浦字網代 658 の 10

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 第 3

## 1 通知することができない者の氏名

浜田 正次

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町引本浦字網代 658 の 11

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

## 第 4

## 1 通知することができない者の氏名

伊藤 富平

## 2 通知の要旨

## (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北牟婁郡紀北町引本浦字網代 658 の 17

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び紀北町役場に備え置いて縦覧に供します。)

選 管 告 示

**三重県選挙管理委員会告示第 63 号**

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 5 年 11 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

1 政治団体の設立

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1 以上の市区町村の区域等を単位として設けられた支部	届出年月日	備考
自由民主党三重県桑名市第四支部	倉本 崇弘	三林 幸樹	桑名市陽だまりの丘 6-646	○	令和 5 年 9 月 25 日	

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
はだ和美後援会	岡本 茂	西脇 生起	員弁郡東員町長深 2772-1	令和 5 年 8 月 31 日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
名賀医師連盟	森岡 浩平	代表者	森岡 浩平	東 明彦	令和 4 年 6 月 24 日	
三重県珠算普及政治連盟	黒田 聡政	代表者	黒田 聡政	稲持 英樹 小林 弘久	令和 5 年 7 月 1 日	

**三重県選挙管理委員会告示第 64 号**

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたの

で、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和 5 年 11 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長			中 西 正 洋
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
貝増よしろう後援会 貝増会	中 山 美 雪	令和 5 年 7 月 30 日	
三重政経研究会（活力ある県政をつくる会）	貝 増 吉 郎	令和 5 年 7 月 30 日	
山本章後援会	山 本 章	令和 4 年 12 月 31 日	

**三重県選挙管理委員会告示第 65 号**

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項第 1 号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 5 年 11 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長			中 西 正 洋
資金管理団体の指定の取消し			
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日	
貝 増 吉 郎	三重政経研究会（活力ある県政をつくる会）	令和 5 年 7 月 30 日	
山 本 章	山本章後援会	令和 4 年 12 月 31 日	

**公 告**

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和 5 年 11 月 6 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和 5 年 10 月 6 日から令和 6 年 2 月 28 日まで
- 3 作業地域  
津市納所町、同市北河路町、同市南河路町、同市野田、同市緑が丘一丁目、同市緑が丘二丁目及び同市神戸

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---